

## まほろばの里向山 指定短期入所生活介護 利用料金表

当施設の料金は、① 介護サービス費 ② 居住費・食費 ③ その他の利用料金 となっております。

### ① 介護サービス費

(単位/円)

|    |    | 要介護1  | 要介護2  | 要介護3  | 要介護4  | 要介護5  |
|----|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 日額 | 1割 | 778   | 848   | 926   | 999   | 1,070 |
|    | 2割 | 1,556 | 1,696 | 1,851 | 1,998 | 2,140 |
|    | 3割 | 2,334 | 2,544 | 2,777 | 2,997 | 3,211 |

上記には、基本サービス費の他、サービス提供体制強化加算・機能訓練体制加算・看護体制加算・夜勤職員配置加算が含まれております。  
また、送迎加算など状況に応じ料金がかかる場合があります。

### ② 食費・居住費

介護保険負担限度額認定を受けている方は、認定証に記載されている負担限度額となります。  
負担限度額認定を受けることが出来る方は、次の3つのいずれにも該当する方です。

- (1)
  - 1 本人及び同一世帯の全てが住民税非課税者であること
  - 2 本人の配偶者（別世帯も含む）が住民税非課税者であること
  - 3 預貯金等合計額が、単身者は500万円～650万円（段階により異なる）、夫婦の場合は1,500万円～1,650万円（段階により異なる）であること。

(2) 所得段階ごとの居住費・食費は下記のとおりです。

(単位/円)

| 所得段階・要件   | 食費    | 居住費   |
|---|-------|-------|
| 1段階<br>・ 高齢福祉年金受給者で、(1)の要件にすべて該当する方<br>・ 生活保護受給者の方      | 300   | 880   |
| 2段階<br>・ 本人の年金を含む合計所得金額が年額80万円以下で、(1)の要件にすべて該当する方       | 600   | 880   |
| 3段階①<br>・ 本人の年金を含む合計所得金額が年額80万円以上120万円で、(1)の要件にすべて該当する方 | 1,000 | 1,370 |
| 3段階②<br>・ 本人の年金を含む合計所得金額が年額120万円以上で、(1)の要件にすべて該当する方     | 1,300 | 1,370 |
| 4段階<br>・ 住民税課税世帯の方                                      | 1,645 | 2,860 |

③ その他の料金

|        |             |
|--------|-------------|
| 理美容代   | 実費負担        |
| 貴重品管理費 | 月額 1,500円   |
| 日用品代   | 実費負担        |
| 電気使用料  | 1品につき1日 50円 |

$$\text{月額利用料金} = \text{① 介護サービス費} + \text{② 食費・居住費} + \text{③ その他の利用料金}$$

利用料金例（1） 介護サービス費1割負担（2泊3日の場合）

例1 要介護度3 介護保険負担限度額認定が4段階の方

$$\text{① 介護サービス費 } 2,778\text{円} + \text{② 食費・居住費 } 13,515\text{円} = 16,293\text{円}$$

例2 要介護度3 介護保険負担限度額認定が2段階の方

$$\text{① 介護サービス費 } 2,778\text{円} + \text{② 食費・居住費 } 4,440\text{円} = 7,218\text{円}$$

利用料金例（2） 介護サービス費2割負担（2泊3日の場合）

例1 要介護度3 介護保険負担限度額認定が4段階の方

$$\text{① 介護サービス費 } 5,553\text{円} + \text{② 食費・居住費 } 13,515\text{円} = 19,068\text{円}$$

例2 要介護度4 介護保険負担限度額認定が4段階の方

$$\text{① 介護サービス費 } 5,994\text{円} + \text{② 食費・居住費 } 13,515\text{円} = 19,509\text{円}$$

※ 衣類の洗濯は、当施設にて行いますので料金はかかりません。  
(注 毛布やタオルケット、破損等の恐れのある洗濯物についてはご家庭での洗濯をお願いしております)

※ その他、ご利用状況に応じて加算等の料金がかかる場合があります。詳しくは生活相談員へお尋ねください。